

山口市スマート農業加速化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足の課題解決及び農業経営の効率化並びに生産性向上を図ることを目的として、今後の地域農業の中心となる認定農業者又は農地所有適格法人が自ら行う ICT や AI、ロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業技術を導入する取組に対し支援をする「山口市スマート農業加速化支援事業」(以下「事業」という。)に対して交付する、「山口市スマート農業加速化支援事業補助金」について、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施基準及び補助額等)

第2条 事業実施基準及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、山口市スマート農業加速化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に山口市スマート農業加速化支援事業実施計画書(様式第2号)ほか関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請があった場合は、当該申請の内容を別表に定める実施基準により審査し、その結果を山口市スマート農業加速化支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付申請を取り下げようとするときは、山口市スマート農業加速化支援事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する取下げができる期間は、交付決定のあった日から起算して15日以内とする。

(変更又は中止)

第6条 交付対象者は、第3条の規定による申請書の内容に別表第5に定める重要な変更を加えようとするとき又は事業の中止をする場合は、山口市スマート農業加速化支援事業補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金交付変更(中止)申請があった場合は、これを審査し、変更(中止)を認めた場合は、山口市スマート農業加速化支援事業補助金交付変更(中止)決定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 交付対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山口市スマート農業加速化支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山口市スマート農業加速化支援事業補助金確定通知書(様式第8号)によりその旨を当該交付対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた交付対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、山口市スマート農業加速化支援事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする交付対象者は、山口市スマート農業加速化支援事業補助金概算払請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第10条 補助金の交付を受けた交付対象者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第11条 交付対象者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、これを5年間保管しておかなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 市長は、必要があると認める場合は、交付対象者に対し、報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施工状況を検査し、又は事業の施工上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

3 市長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(施設・機械等の処分の制限)

第14条 交付対象者は、本事業により取得した機械の財産を市長が適當と認める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項の適當と認める期間及び承認を受ける場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の例によるものとする。

(事業実施状況報告)

第15条 交付対象者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、当該年度までの実績を毎年度、山口市スマート農業加速化支援事業実施状況報告書(第11号様式)により市長に提出するものとする。ただし、当該報告書の提出期限は、報告年度の翌年度の6月末日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行前に交付したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和8年1月7日から施行する。ただし、別表第1の3の規定は令和9年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

別表（第2条第1項関係）

山口市スマート農業加速化支援事業実施基準

第1 補助金の対象となる者の要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

1. 認定農業者又は農地所有適格法人であること。
2. 居住地または主たる事務所が山口市内にあること。
3. 前年度に本事業の補助を受けていない者を優先する。

第2 対象機械の例

対象となる機械は、次のとおりとする。

機械	<ol style="list-style-type: none">1. ロボットトラクター2. 自動操舵システム付きトラクター3. 自動操舵システム4. 高性能田植機（直進アシスト機能・可変施肥機能付き）5. GPS ガイダンス付き乗用管理機6. ラジコン式草刈機7. 高性能コンバイン（収量等センサ・直線アシスト機能付き）8. アシストスーツ9. 農業用ドローン10. 水管理システム11. ほ場・施設環境モニタリング（環境制御システムを含む）12. 畜産生体管理 <p>導入する機械は、農林水産省「スマート農業技術カタログ（耕種農業・畜産）」に掲載されているもの、又は同等と認められるもの。</p>
----	---

※中古機械及び汎用性の高いものは対象外とする。

第3 対象機械の導入については、次によるものとする。

1. 本事業により導入する機械が、他の事業の補助対象となっているものは対象としない。
2. 一の補助対象者につき、同一年度に1回限り申請できる。
3. 利用区域又は保管場所が山口市内であること。
4. 本事業により導入した機械については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過しないうちに、売却、譲渡、破損や故障等による処分等は、原則認めないものとする。
5. 交付決定後に発注したものであること。
6. 機械等の見やすい位置に補助事業名および補助対象者名を印字すること又は印字したシールを貼り付けること。

第4 補助率及び補助限度額

1. 補助額は、第2に定める機械の整備費に次表に定める補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
2. 補助金限度額は、次表に定める金額とする。ただし、交付決定後の補助金額の増額は認めないものとする。

事業内容	補助率	補助金限度額
機械整備	消費税を除く事業費の1/2	200万円

第5 重要な変更

要綱第6条の重要な変更とは、事業費の30%を越える増減があるものをいう。